

三次市の農畜産業振興事業

- その他の農業振興事業
 - 鳥獣被害対策事業
 - 被害防護柵設置、集落対策、捕獲報奨金など
 - 鳥獣による農作物被害の防止対策への支援
 - 環境保全型農業推進支援事業
 - 個人または集落が対象で、要件を満たせば補助金を交付
 - 緑肥作物や生分解性資材の利用への支援
 - 購入経費の一部を補助
 - その他の農業振興事業
 - 個人が対象で、要件を満たせば補助金を交付
 - 果樹・花き生産振興、地産地消応援、堆肥購入促進など

- 6次産業化の支援事業
 - 6次産品の生産・拡大のための施設整備等への支援
 - 施設新築・改築、機械導入、商品開発など
 - 個人または団体が対象で、要件を満たせば補助金を交付
 - 農業所得向上に向けた自主的な取組への支援
- 機能性作物等活用事業
 - 新規作物導入、販路開拓、商品開発など
 - 2人以上の団体が対象で、要件を満たせば補助金を交付

- 農業生産の支援事業
 - 農業研修者受入支援事業
 - 研修生と受入農家への支援
 - 研修に必要な経費や受入に要する費用を補助
 - 個人が対象で、要件を満たせば補助金を交付
 - 認定新規就農者支援事業
 - リースハウス等整備、育成支援など
 - 就農に必要な施設・機械等の導入経費を補助
 - 認定新規就農者が対象で、要件を満たせば補助金を交付
 - その他の農業生産支援事業
 - 経営継承促進、農地集積支援、麦・大豆生産振興など

肉用牛生産の支援事業

- 繁殖和牛飼養環境整備支援事業
 - 経営規模拡大を行う肉用牛繁殖農家への支援
 - 牛舎・堆肥舎の整備、水田放牧の促進、ICT活用など
 - 個人または法人が対象で、要件を満たせば補助金を交付
- 繁殖和牛改良増進事業
 - 補助要件
 - 畜産経営計画書の作成
 - 放牧牛の市場導入、3年以上の飼養
 - ICT活用は和牛振興クラスター会員のみのみ
 - 優秀な「みよし和牛」ブランド化と生産性向上のための支援
 - 繁殖雌牛の導入・受精卵移植・保留、ゲノム検査など
 - 個人または法人が対象で、要件を満たせば補助金を交付
- 肉用牛ヘルパー利用助成事業
 - 繁殖雌牛は14か月齢未満で5年以上の飼養
 - 補助要件
 - 受精卵の雌牛は可能な限り市内へ保留
 - 保留牛は5年以上の飼養
 - ゲノム検査は保留牛が対象
 - 肉用牛飼養農家のヘルパー利用料への支援
 - 代行業務に要した費用の一部を助成
 - 個人または法人が対象で、要件を満たせば補助金を交付
- その他の肉用牛生産支援事業
 - 三次産子牛の導入支援、酪農ヘルパー利用助成など

酪農生産の支援事業

- 乳用牛改良増進事業
 - 酪農家の乳用牛の導入・更新への支援
 - 優秀乳用牛の購入、ゲノム検査、保留など
 - 個人または法人が対象で、要件を満たせば補助金を交付
- 酪農ヘルパー利用助成事業
 - 補助要件
 - 未経産で妊娠が確実な搾乳牛が対象
 - 原則として3年以上の飼養
 - 家畜共済保険等に加入していること
 - 酪農家の酪農ヘルパー利用料への支援
 - 代行業務に要した費用の一部を助成
 - 個人または法人が対象で、要件を満たせば補助金を交付